

漁獲シナリオ等の検討について

令和8年1月14日(水)

資源管理方針に関する検討会(第7回)
～スルメイカ全系群～

水産庁

目次

令和8管理年度以降のスルメイカTAC管理について	1
令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢	2
国の留保（案）	8
目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い（案）	9
TACの期中変更	10
今後のスケジュール	11

令和8管理年度以降のスルメイカTAC管理について

- スルメイカTAC管理の現在の資源管理目標と漁獲シナリオは、令和6年8月から12月の間に3回開催したステークホルダー会合における議論を経て決定したもの。
- 現在、令和7管理年度の漁獲の状況等を受けて、漁獲シナリオの見直しを求める意見が出ているところ。
- 一方、令和8管理年度は4月1日から始まるため、令和6年度と同様の対応を取る十分な時間が残されておらず、令和8管理年度以降複数年(3年又は5年)に亘って用いることを前提とした新たな漁獲シナリオの案を提示・議論の上、これを決定することは実態として困難であると考えられる。
- 以上のことから、
 - ①令和7年度中に令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオを採用し、
 - ②令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等を議論することとする。

(参考)現在の資源管理目標と漁獲シナリオ、令和7管理年度TAC

資源管理目標	漁獲シナリオ	令和7管理年度TAC
■目標管理基準値(MSY水準) (秋季発生系群25.5万トン、冬季発生系群25.5万トン)	■加入の仮定 近年の低加入が継続(バックワードリサンプリング)	1.92万トン(令和7年4月1日) ↓ 2.58万トン(令和7年9月19日)
■暫定管理基準値(当面の目標) (秋季発生系群12.3万トン、冬季発生系群14.5万トン) ※限界管理基準値(下回ってはいけない資源水準の値)を採用	■漁獲圧力の調節 親魚量が令和16年度(2034年度)に、少なくとも50%の確率で、暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。 (β :秋季発生系群0.65、冬季発生系群0.5) ■TACの期中変更 農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機関の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかにTACの変更に係る手続を行う。	↓ 2.76万トン(令和7年11月10日)

案の①: 現行シナリオの継続

案の②: 加入の仮定の見直し

案の③: 米国管理方式の適用

令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（案の①：現行シナリオの継続）

- 現行の漁獲シナリオを継続する案。
- 令和8管理年度の当初TACは3.12万トン（下表）。
- 最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかにTACの変更に係る手続を行う。

秋季発生系群 (主に日本海を北上) ABC	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) ABC	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計×0.6)
0.8万トン	4.4万トン	5.2万トン	3.12万トン

資料：令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（案の②：加入の仮定の見直し）

- 加入の仮定を見直す案。
- 現在の漁獲シナリオは、冬季発生系群及び秋季発生系群ともに親魚量から期待される加入量を下回る近年の低加入が当面継続するとの仮定（バックワードリサンプリングを行う）を用いた将来予測に基づき採用したもの。
- しかし、令和7年度資源評価によれば、冬季発生系群については、令和7年の加入量は親魚量から期待される平均的な加入量と同水準であった。
- 黒潮大蛇行の終息等、海洋環境の変化にも鑑み、冬季発生系群については、親魚量から期待される平均的な加入量を仮定する（バックワードリサンプリングは行わない）。
- 令和8管理年度の当初TACは3.90万トン（下表）。
- 最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかにTACの変更に係る手続を行う。

秋季発生系群 (主に日本海を北上) ABC	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) ABC	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計 × 0.6)
0.8万トン	5.7万トン	6.5万トン	3.90万トン

資料：令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（案の③：米国管理方式の適用）

- カナダマツイカ(スルメイカに似た单年性のイカ)に対する米国管理方式を適用する案。

$$ABC = \text{過去最高漁獲量} \times \frac{\text{直近の平均資源量}}{\text{過去最高漁獲量年の資源量}}$$

- 令和3年度、考えられる漁獲シナリオの選択肢を第2回ステークホルダーアンケートで議論した際、当該方式を適用した場合の試算結果を提示。
- 「直近の平均資源量」として、直近3年分の資源量の値を使用した場合、令和8管理年度の当初TACは6.84万トン（下表）。
- 再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中変更する根拠がない。

	過去最高漁獲量 (a)	過去最高漁獲量年資源量 (b)	直近3年の平均資源量(c)			ABC (a × c/b)	
			2023年	2024年	2025年		
秋季発生系群	37.4万トン (2006年)	107.9万トン	11.7万トン	12.3万トン	10.8万トン	12.0万トン	<u>4.1万トン</u>
冬季発生系群	31.5万トン (2000年)	78.4万トン	18.2万トン	9.5万トン	12.5万トン	32.5万トン	<u>7.3万トン</u>



秋季発生系群 (主に日本海を北上) ABC	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) ABC	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計 × 0.6)
4.1万トン	7.3万トン	11.4万トン	6.84万トン

資料:令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

(参考) 獲残し量一定とした場合の試算

現行の暫定管理基準値(=限界管理基準値)を残して漁獲するとして試算した場合、秋季発生系群のABCはゼロとなる(下表)。

	加入量	「獲残し量」 (暫定管理基準値)	ABC(注)
秋季発生系群	8.4万トン	12.3万トン	<u>ゼロ</u>
冬季発生系群	39.1万トン	14.5万トン	9.4万トン

(注):加入量、「獲残し量」、自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(自然死亡係数;両系群とも0.6を採用)から算出



秋季発生系群 (主に日本海を北上) ABC	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) ABC	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計 × 0.6)
ゼロ	9.4万トン	9.4万トン	5.64万トン

資料:令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（総括表）

選択肢	β	期中変更ルール	令和8管理年度当初TAC（万トン）
案の①:現行シナリオの継続	秋0.65 冬0.50	有	3.12
案の②:加入の仮定の見直し	秋0.65 冬0.50	有	3.90
案の③:米国管理方式の適用	—	無	6.84
(参考)獲残し量一定	—	—	5.64 (秋季発生系群のABCはゼロ)

国の留保（案）

- 国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とし（くろまぐろと同様）、その数量は必要最低限とすることとする。
- ただし、大臣管理区分においては、消化が進まない場合に他の大臣管理区分・道県への振替えに対応したり、漁期が遅い地域のため配分数量の一部を国が管理することで超過リスクを軽減したりするために、当初配分数量の一部を国の留保に残しておくことができるることとする。
- これを受け、水産政策審議会の了承を得て資源管理基本方針において定めたルール（いわゆる「75%ルール」）に則して行う国の留保からの追加配分は行わないこととする。
- なお、令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分（12月15日時点で2,239トン）のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れる。

目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い（案）

- 以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県については、資源管理基本方針に基づき、管理上必要であるとして、令和8管理年度、配分数量を明示することとする。

＜要件1＞

令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。

＜要件2＞

令和7管理年度の漁獲量が、700トン（「数量明示」の道県で最小の富山県の当初配分数量）を超過している。

- 「数量明示」化は、2月に開催される資源管理分科会に、当初配分案として諮問する。

資源管理基本方針（抄）

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2（略）

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

TACの期中変更

- 令和7管理年度については、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、冬季発生系群については、TACの算定に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断し、TACを期中に変更。
- TAC算定時の冬季発生系群の加入量の予測値は15.0万トン、2度目の増枠時の水産機構による推定値は49.8万トン。他方、令和7年度資源評価に掲載された最新の推定値は32.5万トン（注：いずれも試算結果の中央値であり、推定の信頼区間（幅）でみると、予測の範囲内。）。
- 案の①又は案の②を採用する場合には、管理年度中に適切かつ速やかな対応を確保する観点から、変更要件の明確化等ルールの見直しを水産機構の協力を得て行い、令和8年5月開催予定の資源管理分科会に経過報告、同6月開催予定の資源管理分科会に結果報告。

資源管理基本方針・別紙 2 - 12 するめいか（抄）

第4 漁獲シナリオ

1～3（略）

4 漁獲可能量の算定方法

（1）漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年（2025年）から令和9年（2027年）までは、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。

①・②（略）

（2）（1）ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。

今後のスケジュール

1月14日	資源管理方針に関する検討会(第7回) (令和7年度資源評価結果の説明) (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案、国の留保の案等を提示し説明)
1月中旬	資源管理基本方針の一部変更の案に係るパブリック・コメント実施 ※期間は1カ月 (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオ等)
<p>＜TACの当初配分(留保の数量)案等の調整＞</p>	
2月4日	資源管理方針に関する検討会(第8回)兼TAC意見交換会 (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案、国の留保の案等の取りまとめ) (TAC及び当初配分の案を提示し説明)
2月下旬	水産政策審議会第143回資源管理分科会 (資源管理基本方針の一部変更の案、TAC及び当初配分の案等の諮問)
<p>＜知事管理漁獲可能量設定に係る関係海区漁業調整委員会への諮問(各都道府県)＞</p>	
4月1日	令和8管理年度開始(～令和9年3月末)